

大口町告示第 7 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 1 9 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 1 日

大口町長 鈴 木 雅 博

道路の区域決定

路線番号	路 線 名	区 間	敷地幅員	延長
1 2 2 7	町道 秋田 1 2 7 号線	伝右一丁目 2 6 2 番 1 地先か ら 伝右一丁目 2 6 1 地先まで	4.0m	22.8m

道路の区域決定 町道秋田127号線 位置図

